

苫小牧市中小企業融資制度

Q&A

(令和7年4月1日更新)

【目次】

1. 苫小牧市中小企業融資制度に関わること

- 1 条件変更（短期→長期）の利率について
- 2 利率を間違えて融資を実行してしまった場合。
- 3 市融資の借り換えの扱いについて
- 4 設立後 1 年たたが、申告がまだ。利用できるか。
- 5 法人市民税の申告がまだ。利用できるか。
- 6 返済方法について（元利均等、元金均等）
- 7 条件変更報告書の提出が必要か。
- 8 創業前融資はできるか。
- 9 事業承継資金は利用できるか。
- 10 株式取得資金利用の際の提出書類は何が必要か。
- 11 つなぎ融資の利用は可能か。
- 12 法人成りの際の事業期間の取り扱い。
- 13 個人事業主としても継続して事業を行う場合の新会社での利用。

2. 信用保証料の補給について

- 1 補給申請書の締め切りはあるか。
- 2 信用保証料を分割で支払う場合、今回支払いの 1 回分のみが補給対象か
- 3 返済中の小規模企業経営改善資金があるが、その融資に対して補給を受けていない。返済中で、小規模の新規融資を実行する場合、補給は受けられるか。
- 4 個人事業主で専従者給与をもらっている、個人事業主の妻がいるが、常時使用する従業員数に含まれるか。
- 5 信用保証料の補給対象となる資金は何か。

3. 各種設備資金について

- 1 機械等購入資金で車両購入資金は融資対象になるか。
- 2 振興資金 中古物件も OK か。
- 3 設備資金の残高があるが、残高を含めて新規で借りられるか。
- 4 不動産売買を目的とした、不動産取得費用で市制度融資を利用できるか。
- 5 車両購入届出書の提出が必要か？（必要な場合）
- 6 車両購入届出書の提出が必要か？（不要な場合）

4. 小規模企業経営改善資金について

- 1 従業員に役員、パートは入るか。
- 2 短期と長期をそれぞれ 2,000 万円借りられるか。
- 3 運転、設備をまとめて新規で借換えてよいか。

5.業種の判断について

- 1 医業を営む法人はサービス業に含まれるため補給する場合は従業員 5 人までになるか。
- 2 「医業を主たる事業とする法人」とは何か。
- 3 「病院」、「歯医者」、「獣医」を主たる事業とする法人はそれぞれ「医業を主たる事業とする法人」に該当するか。
- 4 介護（デイサービス）
- 5 兼業業者の判断について
- 6 兼業する事業が新事業の場合
- 7 港湾荷役業は運送業でいいか。
- 8 社会福祉法人（医者不在）は借りられるか。
- 9 農業は市融資対象か。
- 10 保険代理店業は市融資対象となるか。

6.事業所の所在地について

- 1 札幌に引っ越ししたが、借りられるか。
- 2 事業所は市内、事業主は札幌。借りられるか。
- 3 市内で事業所を賃貸していたが、今回購入する。居住地は他市の個人事業主。
- 4 個人事業主で、事業所は市外、社長は市内に居住。この度市内に事業所を設置する。
- 5 市内で支店登記されているが、借りられるか。
- 6 支店の判断について
- 7 本店は本州。市内で支店登記している事業所。
- 8 法人は市内登記しており、社長は市外に居住。法人で融資制度利用。
- 9 市外営業所の設備投資
- 10 市外での設備投資
- 11 市内に住民票があり、市外に新たに土地建物取得するための資金

1.苫小牧市中小企業融資制度に関わること

1 短期から長期貸付に条件変更した場合、どの利率を適用するか。

Q.現在、市の融資で手形貸付（短期）を受けているお客様がいる。保証協会からの助言もあり、手形貸付（短期）から証書貸付（長期）に条件変更したい。現在借入れしている、手形貸付（短期）の利率は0.7%である。証書貸付（長期）に条件変更する場合はどの利率になるか？

A.当初の利率のままで可。

延長の条件変更は、融資をうけた当初の利率をそのまま適用する。

2 利率を間違えて融資を実行してしまったが、特別に適用してもらえないか。

Q.小規模企業経営改善資金の借入れがあり、市には保証料補給金申請が届いた。

貸付利率が長期にて適用される1.3%で記載されていたが、貸付期間が1年以内のもの。担当者に確認したが、中小企業相談所との間で誤認識があり、特別に許可してほしい。

A.不可。

※訂正する場合は差額の調整をする等で対応いただく。

3 市融資の借り換えはできるか。

Q.市融資の残高が300万円あり、新たに1000万円借りて300万円を返すというケースは問題ないか？

A.借りられる。

4 設立して1年だが、税務申告はこれから。利用できるか。

Q.法人設立が9月6日ですでに一年がたった。申告期限は11月なので法人市民税はまだ確定しており支払いももちろんしていない。この法人は市融資を利用できるか？

A.1年以上なので利用できる。法人市民税もこれから市外に移転するなど支払わないような自体がないだろうし、そこまで言及しない。

※小規模企業経営改善資金、中小企業振興資金は事業歴が1年未満も対象

5 法人市民税の申告がまだ。利用できるか。

Q.創業1年未満であり、まだ法人市民税を申告していない。このとき、法人市民税の納税証明は必要か。

A.納税時期が達していないので納税証明は不要。融資は利用可能

※法人成り等の実績があれば、個人事業主時代の社長個人の完納証明が必要。

6 返済方法について

Q.返済方法は元利金等、元金均等どちらでもよいか。

A.よい。

7 条件変更報告書の提出が必要か？

Q.条件変更し、月々の返済金額が少なくなるが、最後の返済でその分多く返済してもらう予定。返済期間に変更はないが、条件変更報告書の提出は必要か

A.記載いただく該当項目がなく、こちらも返済金額までは管理していないので提出は必要ない。

8 創業前融資はできるか。

Q.個人事業主としてアパート経営を開始する。開業届提出前に融資実行できるか。

A.実行できない。融資実行日以前（当日も可）に開業届を提出してもらうことが必要。

9 事業承継資金は利用できるか。

Q.従業員を後継者として事業承継をする。株の購入資金として融資してよいか。

A.従業員が中小企業者（個人事業主）と認められれば事業承継資金として融資可能。判断材料として、確定申告や何らかの事業を行っていることがわかる書類の提出が必要となる。あくまでも中小企業者を融資対象とし、完全な個人は融資対象外とする。

10 株式取得資金利用の際の提出書類は何が必要か。

Q.株式取得資金利用許可申請書を提出する場合、添付する書類が必要か。

A.必要になる。具体的には、税理士もしくは公認会計士が作成する「株式評価明細書」等の株式評価額が分かる書類、もしくは、譲渡契約書・売買契約書・贈与契約書（契約書案でも可）等の資金使途が確認できる資料が必要。

11 つなぎ融資の利用は可能か。

Q.中小企業振興資金の設備資金で2,400万円借入したいが（土地1,200万円・建物1,200万円）、そのうち土地の売買時期が早かったため、金融機関のプロパー短期融資で1,200万円借入している。利用可能か。（つなぎ融資）

A.利用不可。設備資金という性質上金融機関への返済資金に充当されることは望ましくはないため。

12 法人成りの際の事業期間の取り扱い。

Q.個人事業主として事業を行ってきたが、昨年法人成りした。（事業内容に変更はない。）決算書が1期分しかないため、前々期分の財務内容をどのように確認すればよいか。

A.個人事業主時代のものを添付してもらい、確認する

※同様の事業内容にて法人成りした場合、「創業」とは考えないものとし、事業継続にているものとして取り扱う。

13 個人事業主としても継続して事業を行う場合の新会社での利用。

Q.個人事業主として事業を行ってきたが、融資利用の2か月前に設立した新会社で環境保全施設資金を利用したい。今回設立した新会社は同業種だが、ゼロからのスタートで個人事業主時代の資産や負債は引き継いでいない。また、個人事業主としての事業は引き続きしていく。利用できるか。

A.法人成りにあてはまらないため利用できない。

※法人成りとは：個人事業主時代の資産や負債を新会社が引き継いで事業を行っていくこと。

2.信用保証料の補給について

- 1 補給申請書の締め切りはあるか。
A.融資実行日の翌月 10 日まで。
- 2 信用保証料を分割で支払う場合、今回支払いの 1 回分のみが補給対象か。
A.合計額が対象になるので、今回分ではない。
- 3 現在、返済中の小規模企業経営改善資金があるが、その融資に対して補給を受けていない。返済中で、小規模の新規融資を実行する場合、補給は受けられるか。
A.不可。既存の融資があるかで判断するため、その融資の補給の有無を問わない。
- 4 個人事業主で専従者給与をもらっている、個人事業主の妻がいるが、常時使用する従業員数に含まれるか。
A.含まれない。妻である場合、家族従業員となるため。
- 5 信用保証料の補給対象となる資金は何か。
A.小規模企業経営改善資金と中小企業環境保全施設資金が対象。

小規模企業経営改善資金については、①資本金の額もしくは出資の総額が 1,000 万円以下であること、②市内の常時使用する従業員の数が 20 人（宿泊業及び娯楽業を除く商業及びサービス業にあっては 5 人、医業を主たる事業とする法人にあっては 20 人）以下の法人又は個人であること、の両方を満たす必要がある。

3.各種設備資金について

- 1 機械等購入資金で車両購入資金は融資対象になるか。
Q.機械等購入資金で車両購入資金は融資対象になるか。具体的には輸送用の車両、トラックなど。
A.動く車両は対象にならない。生産性を高める機械などに適用される。
- 2 設備資金は中古物件も対象か。
Q.中小企業振興資金を借りたい。中古の倉庫と事務所の物件を検討している。中小企業振興資金は中古物件も対象か。
A.対象。契約書や見積書、図面などは必要。
- 3 設備資金の残高があるが、残高を含めて新規で借りられるか
Q.中小企業機械等購入資金について、現在残高が 1,000 万円ほどある。今回 500 万ほどの機械を購入する予定。このとき、残高 1,000 万円と新規の 500 万円を（機械等購入資金の）設備資金で一本にして借りることはできるか？
A.設備資金 1,500 万円で一本化することができない。設備資金は、見積書等の金額に対して中小企業相談所が斡旋を出し、融資を実行する。残高分（1,000 万円）は見積、図面等がないため斡旋を出すことができない。
※設備資金は一本にできない、また設備→設備の借換えができないので注意

- 4 不動産売買を目的とした、不動産取得費用で市制度融資を利用できるか？
- Q.中小企業振興資金を利用し、不動産売買を目的とした不動産取得費用を借りたいとの申し出。
- A.制度運用方針にもあるように、認められない。あくまでも購入者自身がアパート等を建設し賃貸収入を得るために取得する不動産のみが対象（不動産賃貸業）。

- 5 車両購入届出書の提出が必要か？（必要な場合）
- Q.小規模企業経営改善資金を利用し、トラックを購入したい。「車両購入届出書（様式第9号）」の提出が必要か。
- A.必要。車両のうち、「道路運送車両法施行規則 第一条及び別表第一」に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車については、届出書の提出が必要。中小企業振興資金及び中小企業環境保全施設資金を利用する場合も同様。

- 6 車両購入届出書の提出が必要か？（不要な場合）
- Q.小規模企業経営改善資金を利用し、フォークリフトを購入したい。「車両購入届出書（様式第9号）」の提出が必要か。
- A.不要。車両のうち、「道路運送車両法施行規則 別表第一」に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、届出書の提出は必要ない。中小企業振興資金及び中小企業環境保全施設資金を利用する場合も同様。

4. 小規模企業経営改善資金について

- 1 従業員に役員、パートは入るか。
- A.入らない。役員、パートは除く人数である。もし個人事業主で従業員がない場合は、従業員数がゼロになっていても問題ない。
- 2 短期と長期をそれぞれ2,000万円借りられるか。
- Q.小規模企業経営改善資金（運転）は短期、長期でそれぞれ2,000万円ずつ借りることはできるか？
- A.できない。合計で2,000万円以内となっている。
- 3 運転、設備をまとめて新規で借換えしてよいか。
- Q.小規模の運転、設備の残高があり、それを一本に借り換えをしたい。また、この残高を一本にして新たに新規とし、運転資金に色をつけて借りたい。小規模の運転として借りることはできるか。
- A.可能。
※銀行が可能とした場合は、問題ない。

5.業種の判断について

1 医業

Q.医業を営む法人はサービス業に含まれるため補給する場合は従業員 5 人までになるか。

A.医業を主たる事業とする法人は従業員 20 人までなら補給対象。

医業を主たる事業とする個人事業主は従業員 5 人までなら補給対象。

2 医業

Q.「医業を主たる事業とする法人」とは何か。

A.「医業を主たる事業とする法人」とは、「病院」、「一般診療所」、「歯科診療所」、「獣医業」、「介護老人保健施設」のほか、介護保険法に規定する「介護医療院」、児童福祉法に規定する「医療型障害児入所施設」および「医療型児童発達支援センター」がこれに該当する。

※北海道信用保証協会『信用保証の手引き【保証事務解説編】』 10 ページ

3 医業

Q.「病院」、「歯医者」、「獣医」を主たる事業とする法人はそれぞれ「医業を主たる事業とする法人」に該当するか。

A.どれも「医業を主たる事業とする法人」に該当するため、従業員 20 人までなら補給対象。

なお、「病院」、「歯医者」、「獣医」を主たる事業とする個人事業主の場合、従業員 5 人までなら補給対象のため、注意が必要。

4 介護（デイサービス）

Q.介護（デイサービス）はサービス業に含まれるため補給する場合は従業員 5 人までになるか。

医業には含まれないか。

A.医業に含まれないため、サービス業として 5 人までなら補給対象。

5 兼業業者の判断について

Q.兼業している事業者（運送業、と何か）はどちらの業種の人数で判断するのか。

A.主たる事業にて判断する。

6 兼業する事業が新事業の場合、融資は利用できるか。

Q.現在、土木の請負業を営んでいる個人事業主について。これから兼業で飲食業をする予定で、その開業資金（居ぬきの店舗内装等）500 万円を小規模事業経営改善資金で借りたい。土木の請負業は 2 期終了している。従業員数は土木 16 名。これから飲食にて雇う予定の従業員は 3 人。

A.小規模、振興資金であれば利用可能。その他の資金の場合、飲食業としての事業歴は 1 年未満なので飲食の開業資金としては貸し出せない。事業歴が確認できるようだったら（確定申告に飲食業が記載されれば）飲食業として貸し出せる。

信用保証料補給は、補給があったとしたらその事業で判断するのでこの場合は建設業にて申請することになる。

7 港湾荷役業は運送業でいいですか？

Q.港湾荷役業は運送業でいいですか？

A.港湾荷役業（大分類 H 中分類 48 細分類番号 4811）は『製造業その他 上記以外の全て』に含まれることになり、運送業になる。保証料の補給は従業員数が 20 人までであれば、対象となる。

8 社会福祉法人（医者不在）は借りられるか？

Q.社会福祉法人（医者不在）は中小企業振興資金の対象になるか。保証協会では、対象業種ではないと言われた。

A.振興資金は、保証の有無を問わないが、医業を主としていない社会福祉法人は中小企業基本法上の中小企業者にならないので融資対象とならない。

※社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として「社会福祉法」に基づき設立された法人。

9 農業は市融資対象か

Q.農業は小規模を利用できるか。

A.保証協会の対象外業種のため利用できない。

10 保険代理店業は市融資対象となるか

Q.保険代理店業は小規模を利用できるか。

A.利用できる。北海道信用保証協会の対象業種となっているため。なお、金融・保険業は対象外なので注意。

6.事業所の所在地について

1 個人事業主。事業者は最近札幌に引越し。借りられるか。

Q.個人事業主への融資について。5月中に斡旋を出し、5月末に小規模企業経営改善資金を融資する予定だった。苦信が印鑑証明を出してもらったところ、札幌に住民票を移動していたことが判明。事業所は変わらず苫小牧で、事業も変わらない。郵送物も苫小牧に送ってもらう。融資を行ってよいか。

A.市税の関係で見ると、納税証明は苫小牧市のもの。融資を実行する時点では、苫小牧市の市税を納めている。最新の納税証明は、苫小牧市の発行するものであるしたがって、市が必要とする書類に不備はないので、融資してよい。住民票が苫小牧にある、とは謳われていない。

2 個人事業主。事業所は市内、事業主は札幌。

Q.個人の医院で、先生は札幌に住んでいる。医院は苫小牧市内にある。医院は医療法人ではないので、個人事業。市の融資は借りられるか

A.借りられない。個人は市民税、固定資産税の納税証明が必要。先生は札幌に納税しているため該当しない。

3 市内で事業所を賃貸していたが、今回購入する。居住地は他市の個人事業主。

Q.市内で事業所を賃貸していたが、今回購入することとなり、固定資産税を納入することになった。居住地は他市であり、市民税は他市に納入している。

A.利用できない。あくまでも、個人事業主であれば個人市民税、固定資産税両方を苫小牧市に納入している方を対象としている。

4 個人事業主で、事業所は市外、社長は市内に居住。この度市内に事業所を設置する。

Q.現在、市外に事業所がある。社長の住民票は市内にある。この度市内に事業所を設置した。市の融資制度は利用できるか

A.利用できる。要綱第3条（運用方針2（1））に市内に事業所を有している者という基準があるため、融資時に既に市内に事業所を有していることが必要。また、社長の住民票は市内にあるため住民税及び固定資産税は市内に納税している。（商工会議所に提出する資料に不備は無い）ただし、市内事業所の運転（設備）に必要な資金という証拠が必要なので、商工会議所に提出する資料に「市内事業所の事業計画（資金繰り等）」の別途提出が必要。

5 市内で支店登記されているが借りられるか。

Q.苫小牧に支店登記している運送業の法人がある。本店登記しているのは日高。それぞれの売上は苫小牧7割、日高3割とほぼ苫小牧で稼動している。財務諸表はそれぞれで分けて作っていない。苫小牧支店の建物は賃借なので、固定資産税は払っていない。苫小牧市の法人市民税も払っていない。市の融資は利用できるか？

A.利用できない。支店登記をしていること、独自の財務諸表を作成していることが要件になるので財務諸表を作成していないため、利用不可。またもし条件が合致していても、その融資が苫小牧の支店に利用されなければならない。

6 支店の判断について

Q.むかわ町に本店があり、苫小牧に支店がある。支店登記はしていないが、苫小牧市の法人市民税と固定資産税は納付している。市の融資制度は利用できるか？

A.利用できない。融資要綱に支店の登記をしていること、独自の財務諸表を作成していることが条件となっている。固定資産税の納付書はむかわ町の方に郵送されており、財務諸表も独自で作成していない。そして登記もしていないので要綱の条件に当てはまらない。

7 本店は本州、市内で支店登記している事業所

Q.本店は埼玉で、苫小牧で支店登記をしている。支店登記してまだ2ヶ月しか経過していないが、これから独自の財務諸表を作成する。市融資制度を利用できるか。

A.利用できる。資金も支店で使う予定とのことで、問題ない。

8 法人は市内登記しており、社長は市外に居住。法人で融資制度利用。

Q.市内にて法人登記しており、苫小牧で営業している事業所であるが、社長の住所は札幌となっている。借入は法人が行う。

A.利用できる。法人登記を市内で行つていれば、法人市民税は苫小牧市へ入るため。

9 市外営業所の設備投資

Q.苫小牧で登記していて、市税を納付している会社（千歳では登記していない）で千歳の営業事務所のようなところでボイラー設備の設備投資したい。市の設備資金の融資は利用できるか？

A.千歳で登記しておらず苫小牧一本で財務諸表を作成しているので利用できる。

10 市外の設備投資は可能か

Q.市内で医療法人（歯医者）を営み、札幌でも開設しようとしている。札幌での設備資金は市融資制度を利用することができるか。

A.利用できない。市外進出に要する資金に該当するため。

11 苫小牧市に住民票がある個人事業主が市外に新たに土地建物を取得するための費用。

Q.苫小牧市に住んでいる会社員が、市外の中古物件を取得し、不動産賃貸業を営みたい。土地・建物・リフォームをまとめて1本で設備資金として利用したいと考えているが利用できるか。

A. 利用できない。Q9では、既存の市外施設に対する設備投資を指しており、今回のケースはQ10の市外へ新たに不動産を取得する「市外進出」に該当する費用であるため。